

## 平成 31 年度再商品化実施委託単価について

平成 30 年 12 月 14 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

### ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{① 市町村からの引取り見込量} \times \text{② 再商品化事業者見込委託単価} + \text{③ 協会経費}}{\text{④ 再商品化総費用} \div \text{⑤ 特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量}}$$

<平成 31 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

	①市町村引取り見込量(トン)	②再商品化事業者見込委託単価(円/トン)	③協会経費(千円)	④再商品化総費用(千円) ≒ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量(トン)	⑥平成 31 年度再商品化実施委託単価 ≒ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	111,000	5,100	85,368	151,000	4,300
	茶色	113,000	5,800	85,368	124,000	6,000
	その他色	135,000	9,200	85,368	114,000	11,600
P E T ボトル	4,554	52,000	906,883	*505,986	258,000	2,000
紙製容器包装	4,400	6,500	350,248	378,848	31,900	12,000
プラスチック製容器包装	660,764	53,000	731,000	35,751,000	785,900	46,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならないケースがあります。

\* P E T ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 236,808 (千円)、協会経費 906,883 (千円) 合算の 1,143,691 千円となりますが、平成 31 年度有償収入に関わる消費税相当額 637,705 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、505,986 千円となります。

(参考) 平成 30 年度再商品化実施委託単価について

<平成 30 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

	①市町村からの引取り見込量(トン)	②再商品化事業者見込委託単価(円/トン)	③協会経費(千円)	④再商品化総費用(千円) ≒ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量(トン)	⑥平成 30 年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	112,000	4,700	81,860	152,000	4,000
	茶色	116,000	5,300	81,860	125,000	5,600
	その他色	136,000	8,200	81,860	116,000	10,300
P E T ボトル	46,000	20,000	1,618,236	*2,391,036	260,000	9,200
紙製容器包装	11,500	10,000	342,847	457,847	31,910	15,000
プラスチック製容器包装	661,733	56,000	993,000	38,050,000	787,000	49,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならないケースがあります。